

第 83 回 学長選考・監察会議議事概要

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 9 日（木）16 時 40 分～17 時 50 分
- 2 場 所 Zoom 会議
- 3 出席者 三輪委員，小田委員，佐久間委員，森委員，柴田委員，染矢委員，
富田委員，小野寺委員 以上 8 名
* 欠席者：伊藤委員，松尾委員
* オブザーバー：田代監事，逸見監事

議事に先立ち，事務局から，本会議議長を務めていた神保和男委員が，令和 4 年 3 月 31 日で委員任期を満了したことに伴い，議長が空席となっていることから，新しい議長が選出されるまでの間，事務局が進行を務めたい旨の発言があり，了承された。

次いで，事務局から，令和 4 年 6 月 9 日開催の第 119 回経営協議会において選出された学外委員の紹介，併せて，教育研究評議会から選出された学内委員の紹介があった。
また，陪席者として田代監事及び逸見監事の紹介があった。

4 議事概要の確認

第 82 回学長選考会議議事概要が確認され，承認された。

5 議事

(1) 議長の選出について

国立大学法人新潟大学学長選考・監察会議規則第 5 条第 1 項の規定に基づき，委員の互選により，三輪正明委員が議長に選出された。

その後，三輪議長から，国立大学法人新潟大学学長選考・監察会議規則第 5 条第 3 項に基づき議長の職務を代理する委員について，森正勝委員が指名された。

(主な意見及び質疑等)

- ・特になし

(2) 学長在任 3 年間の業績評価スケジュールについて

事務局から，資料 1 に基づき，学長在任 3 年間の業績評価スケジュールについて説明があった後，審議が行われ，原案どおり承認された。また，令和 4 年度における学長の業務執行状況の確認については，この学長在任 3 年間の業績評価と一体的に実施することが併せて承認された。

(主な意見及び質疑等)

- ・特になし

(3) 国立大学法人ガバナンス・コードを踏まえた学長選考方法等の見直しに係る検討について

事務局から，資料 2-1 及び資料 2-2 に基づき，国立大学法人ガバナンス・コードを踏まえた学長選考方法等の見直しに係る検討について説明があった。

(主な意見及び質疑等)

- ・特になし

続いて、事務局から、学長選考方法等の見直しの検討事項のうち、「①法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準について、本学のミッションや特性を踏まえた学長に必要とされる資質・能力に関する基準が定められているか」について、資料2-3に基づき説明があった後、意見交換を行い、次回の本会議で原案を審議することとなった。

（主な意見及び質疑等）

- ・基準は、基本的な方針でよいのではないか。評価する際に、具体的にもっとブレイクダウンした形のものを作ればよいのではないか。
- ・パターンAとパターンBを組み合わせたものがよいのではないか。
- ・大学として取り組むべき課題を盛り込んだ方がよいのではないか。課題に対してどう取り組むのか、これまでどう取り組んできたのかを示してもらうことが必要ではないか。
- ・候補者には、学内だけの議論で決めないように外部の意見を入れたうえで、大学がこういう方向性に進むべきだという指針を示して、それに沿って選考を行う必要があるのではないか。
- ・基準は、流動的な社会の中で重要な部分が変わってくるため、その都度議論し、その時々で決めるべきではないか。
- ・基準は、大まかなところを示したうえで、候補者自身がどういうふうな問題認識をしているか、それに対してどういう解決策を描くかを示してもらう必要があるのではないか。候補者は、まっさらなところから絵を描く力を示す必要があるのではないか。

続いて、事務局から、学長選考方法等の見直しの検討事項のうち、「⑧厳格な評価、業務の執行状況の把握について、業務執行状況を確認し評価する仕組みは適切か」について、資料2-4及び資料2-5に基づき説明があった後、審議が行われ、現行どおり実施することが承認された。

（主な意見及び質疑等）

- ・特になし

続いて、事務局から、学長選考方法等の見直しの検討事項のうち、「⑪⑫大学総括理事の配置」について、昨年度の本会議で審議し、継続審議となっていたことから、資料2-6に基づき説明があった後、意見交換を行った。その後、審議が行われ、現時点では大学総括理事を配置する必要はないが、今後、状況の変化等により大学総括理事の配置を検討する必要がある場合には、あらためて本会議で検討することが承認された。

（主な意見及び質疑等）

- ・現時点では、大学総括理事を配置する必要はなく、学長と一体化した執行体制となっているかを評価する必要があるのではないか。
- ・現時点では、大学総括理事を配置する必要はない。今後、この制度があるということを念頭に置いておけばよいのではないか。
- ・現時点では、大学統括理事を配置する必要はないが、今後、少子化や国の施策による大学の統合は視野に入れておく必要があるのではないか。

- ・現時点では、大学統括理事を配置する必要はないが、政府が進めている 10 兆円ファンド等においても、複数の大学が融合して申請するように求められており、今後、現状のままでは運営が難しくなることも考えられるため、将来的な課題として検討する必要があるのではないか。

続いて、事務局から、資料 2-7 に基づき、本年 3 月の本会議で審議した「補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない」に関する公表内容について説明があった後、審議が行われ、原案どおり承認された。

また、参考として、「補充原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表」に関する公表内容について説明があり、本日開催の経営協議会で承認された経営協議会から選出された委員に関する部分については、次回の本会議で報告する旨の説明があった。

(主な意見及び質疑等)

- ・任期については、業績が悪ければ 2 年で辞めるとか、業績が良ければ 7 年以上続けるなど、流動的にする必要はあるのではないか。
- ・学長の任期について、国立大学法人法では、「2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議が定める」こととなっており、再任については上限がない。本学は、学長の任期に関する規程において、学長の任期は 4 年、引き続く再任の任期は 2 年、任期の上限は 6 年と定めている。
- ・学長は、国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則により、業績が悪化した場合に解任することができることになっている。